

水質試験と簡易専用水道検査

当協会は、「水の総合検査機関」として生活環境に密接な関わりのある、水の安全を確保するため多岐にわたる事業を展開しています。水質検査は、水道事業者より依頼された原水（水道水の元となる河川水や地下水）、家庭や学校などで利用している上水（水道水）の検査を行っています。また、排水やプール水などの水質検査も行い、生活環境全体の安全確保をチェックしています。クリプトスポリジウムやO-157のように生命に危険を及ぼす微生物・細菌の水質検査には、健康管理機関である当協会の検査技術と精度管理が活かされています。また、簡易専用水道や小規模受水槽水道検査では、ビルやマンションなどに設置されている受水槽が衛生的に維持管理されているかを確認検査し、安心して飲める水を提供するお手伝いを行っています。

水 質 試 験

動 向

水道の給水管として鉛管が家庭用配管など広範囲に使用されている。10年後の目標値として平成4年に設定された鉛の濃度0.01mg/ℓ以下を達成するため、厚生労働省は平成13年度中に水質基準を現在の0.05mg/ℓから0.01mg/ℓに改正し、平成15年4月より施行する予定である。

クリプトスポリジウムについては平成8年以降感染症の発生は報告されていないが、水道原水中に検出されたことによる給水停止事故が発生している。このような状況から、平成13年には嫌気性芽胞菌等の指標細菌検査の導入、ろ過施設の設置等を内容とする暫定対策指針の改正を行った。

結 果

上水試験の実施数は、一般試験3,652件、精密試験320件、その他560件であった。このうち水質基準に適合していないものは86件（1.9%）であった。検査項目別では、色度、大腸菌群、鉄、一般細菌の不適合が多い。飲用井戸水の約半数は細菌関係が不適合となっている。トリハロメタンは水質基準を超えていないものの、基準値の10分の1を超えていたものが4割と高率であった。

その他の水質検査では、クリプトスポリジウム31件、指標菌関係297件、レジオネラ属菌178件を実施した。プール水衛生基準適合試験は37件を実施し、不適合は3件であった。排水試験は、ヘキサノ抽出物質55件、金属37件など計70件を実施した。

簡易専用水道検査

動 向

改正水道法では、利用者の不安の払拭するために水道事業者および貯水槽水道設置者の責任を供給規定の中で明確に定めることにより、水を供給する水道事業者が貯水槽水道の設置者に対して適切な関与を行うことが可能となった。

また、横浜市簡易専用水道等における管理状況等の検査に関する事務取扱い要綱について一部改正が行われ、新たに横浜市福祉保健センター条例を制定し、保健所を改め福祉保健センターを設置した。

検査実施状況と結果

簡専水の検査対象数は4,369件（前年比68件増加）、検査実施数は3,893件（同148件増加）で実施率89.1%（同2.0%増加）であった。実施状況を区別に見ると、実施率の最も高い区域は緑区の96.1%、逆に低い区域は青葉区の83.9%であった。

検査の結果は、管理A（良好）が3,123件（80.2%）、管理B（要改善）623件（16.0%）、管理C（速やかに改善）が147件（3.8%）であった。管理C項目（福祉保健センターの指導を受ける）では開口部・隙間が認められた施設、定期清掃の未実施などの不備が多く見られた。

また、小規模受水槽水道検査は192件で、前年度と比較すると20件の増加であった。検査の結果は、管理Aが154件（89.5%）、管理B 24件（13%）、管理C 9件（4.7%）であった。

関係の集計表は169～171頁に掲載